

居住企画課「後援名義使用」承認基準

居住企画課所管事項に関わる事業について、主催者から後援名義の使用承認の申請があったときは、下記の基準により審査を行います。

(1) 主催者についての承認基準

主催者は、次のいずれかに該当するものであること。（法人格の有無を問わない）ただし、政治的又は宗教的な普及・宣伝活動を行う団体及び大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者が構成員である団体は除く。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 公共的団体及びこれに準ずる団体
 - ア 特殊法人
 - イ 独立行政法人
 - ウ 国立大学法人
 - エ 大阪府の出資法人
 - オ 商工会議所等の産業経済団体
 - カ 赤十字社等の厚生社会事業団体
- ④ 新聞社・放送会社等の報道機関
- ⑤ 大阪府の住宅及びまちづくり施策の推進に寄与する団体
 - ア 承認を受けようとする事業に関連した活動実績を有する団体
 - イ 地方公共団体等が参画する協議会、実行委員会等

(2) 事業についての承認基準

- ① 事業が、大阪府の住宅及びまちづくり施策の推進に寄与するもので、公共性があること。
- ② 原則として、大阪府内で実施される事業であること。
- ③ 営利を目的として、運営されるものでないこと。
- ④ 事業実施に際して、金品の寄附、援助、事業参加等の強要の恐れがないこと。
- ⑤ 府民が自由に参加できるものであること。ただし、限られた会員等のみが参加する場合にあっては、その効果が一般に波及すると認められること。
- ⑥ 参加料又は受講料等の徴収金がある場合には、当該徴収金の総額がその事業に要する経費の範囲内であること。
- ⑦ 開催、開設の場所は、環境衛生、安全管理について、十分な設備及び措置が講じられていること。
- ⑧ 政治的又は宗教的な普及・宣伝に利すると受け取られるものでないこと。
- ⑨ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になり、又はその恐れがあると認められるものでないこと。
- ⑩ その他後援名義の使用承認を行うことが不相当と認められるものでないこと。